平成２３年（フ）第１０１２号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目２番11号　高岡文化　駿河方
債務者　小林　政子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県豊岡市桜町９番25号
債務者　荒井　邦雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
兵庫県美方郡香美町香住区香住19番地の１
債務者　原田　博美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
徳島県三好郡東みよし町足代3023番地６
債務者　尾上　泰代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第４６２号
高知県吾川郡いの町大森168番地の１
債務者　川村　正人
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８９号
福岡県久留米市津福今町389番地10　まゆみ荘２号
債務者　佐々木信嘉
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６６４号
北九州市小倉北区小文字１丁目３番12―201号
債務者　谷山　厚美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６８号
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番５―305号
債務者　横山　恭子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６４号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台１丁目４番２号
債務者　烏山　　真
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７４号
福岡県中間市中間３丁目７番１号
債務者　森田　裕子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県田川郡福智町上野227番地４
債務者　武末　美穂
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５８号
大分県速見郡日出町大字平道198番地３、前住所大分県速見郡日出町970番地
債務者　古賀　強志
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
大分県速見郡日出町大字平道198番地３、前住所大分県速見郡日出町970番地
債務者　古賀　恵理
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北15836番地
債務者　土工由香理（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９２号
宮崎県えびの市大字上江358番地１、前住所宮崎県えびの市大字原田2734番地137
債務者　山元真知子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８０号
宮崎県都城市郡元町2802番地５
債務者　吹上　広和
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１９２号
宮崎県延岡市中島町２丁目265番地７
債務者　小田　七絵（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１００号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町６番６号　栄ビル404号、旧住所鹿児島県奄美市笠利町大字笠利613番地
債務者　泉　義一郎
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部